

更新申請時における4項目の確認について

指定更新申請の際に、4項目の確認を行います。これは、「事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条4）」により、**適正に給水装置工事の事業を運営されているかを確認する**ものです。

更新の要件とはなりませんが、事業運営の基準として法律上定められていることですので、積極的な取り組みをお願いいたします。

参考

- ・水道法第25条の8（事業の基準） 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。
- ・水道法施行規則第36条4（事業運営の基準） 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

① 指定給水装置工事事業者講習会（事務連絡会）の受講実績

書類不要

宇都宮市では、本市で開催する事務連絡会の出席を原則としているため、その出席記録により確認いたします。

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

様式1

現況の業務内容等の確認となりますので、ご記入の上、提出してください。
（ホームページ等への掲載を含みます。）

③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

様式2

外部機関による研修のほか、事業所内訓練等による自社内研修について、宇都宮市へ届出している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する方の過去5年間の研修受講状況を記載して下さい。

実績がない場合は、事業者名などをご記入の上、実績は空欄で提出してください。

④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

様式3

過去1年間の給水装置工事（配水管～水道メーター）で、主に配置した「適切に作業を行うことができる技能を有する者」について、配置状況を記載して下さい。宇都宮市内の現場箇所について、一人当たりの記載は最大3件とし、そのうち1か所の現場写真を添付して下さい。資格については、有している資格を全て記載して下さい。

該当者がいない場合は、事業者名などをご記入の上、該当者空欄で提出してください。